

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」3回総会

日時：令和2年6月26日（金）午前11時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

—— 会 議 次 第 ——

議 事

1 答 申

「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書

2 受理報告

3 その他

【審議資料】

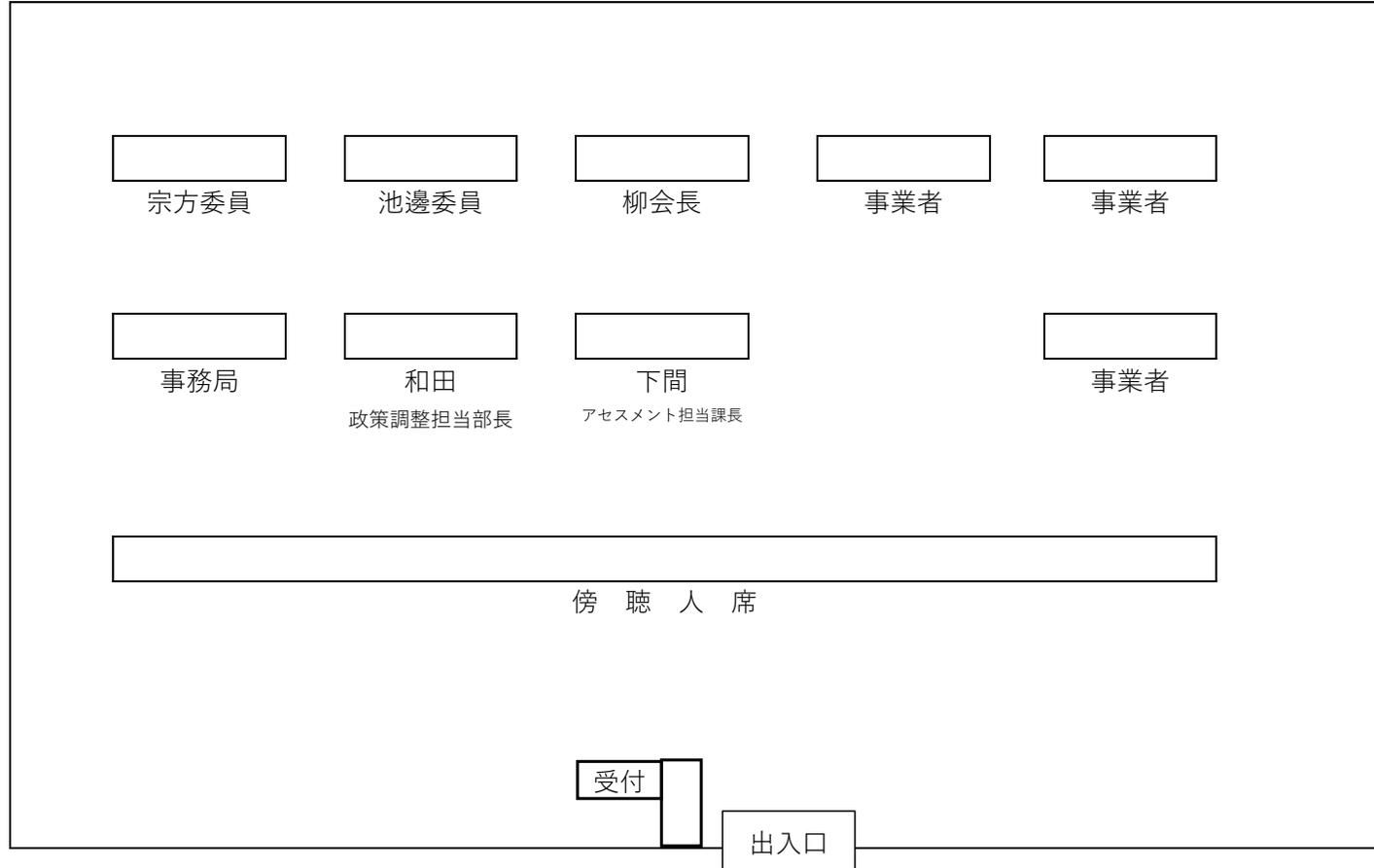
資料1 「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書
について

資料2 受理報告

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」総会 座席配置

日時：令和2年6月26日（金）午前11時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室23



< Webexによる出席者 >

第一部会長 齊藤委員

第二部会長 坂本委員

荒井委員 堤委員

池本委員 寺島委員

玄委員 宮越委員

日下委員 平林委員

小堀委員 森川委員

袖野委員 保高委員

高橋委員

(15名)

資料 1

令和2年6月26日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第一部会長 齋 藤 利 晃

「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和2年5月14日に「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

大気汚染及び騒音・振動について、影響に配慮すべき計画地周辺の施設として、教育施設や福祉施設等に加えて医療施設についても明らかにした上で、適切な環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うこと。

第3 その他

選定した環境影響評価の項目及び調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合や、調査等の手法に変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 2 年 5 月 14 日	・ 調査計画書について諮問
部 会	令和 2 年 6 月 25 日	・ 環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、 日影、電波障害、風環境、景観、 史跡・文化財、廃棄物、温室効果ガス) ・ 総括審議
審議会	令和 2 年 6 月 26 日	・ 答申

受 理 報 告 (6 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	(仮称) 小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業	令和2年5月21日
2 完 了 届	新可燃ごみ処理施設整備事業	令和2年5月25日
	東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業	令和2年5月26日

5 月 受理報告に係る助言事項一覧 (事業者回答)

報告年月日：令和 2 年 5 月 29 日

■事後調査報告書

事業名：浜松町駅西口周辺開発計画（工事の施行中その 5）

代表事業者名：株式会社世界貿易センタービルディング

項目	助言事項	事業者回答	
大気汚染	1	<p>表 1-11 では工事用車両の走行予定台数として「変更届（平成 30 年 2 月）における工事第 1 期の工事用車両ピーク時（70 ヶ月目）の最大走行月日平均台数（台/日）」が記載され、実際の走行台数（69 ヶ月目）と比較しています。かなり台数の差がありますが、理由はあるのでしょうか。</p>	<p>工事工程に大きな変更がないことから、実際の走行台数との差は、日によって台数の増減が大きくなり過ぎないように、事前に台数の調整を行い平準化に努めるとともに、資材を極力まとめて搬入する等、積極的に台数の削減に努めたことによるものと考えます。</p>
	2	<p>事後調査を行った 2019 年 6 月 7 日-14 日は低気圧の通過や梅雨前線の影響によって日々降雨があった。一方、この前後の 1 週間も同程度の交通量だと想定すると、この前後は晴天弱風日のため、事後調査日が 1 週間ずれていたら大気汚染濃度がもっと高く観測された可能性があります。事後調査結果と予測結果を比較する際に、対象期間の違いだけでなく、事後調査日の天候の問題についても触れておいたほうがよいと思います。特に二酸化窒素について。</p>	<p>ご指摘の通り、調査期間中の 2019 年 6 月 7 日から 14 日は東京管区気象台において合計で 123.5mm の降雨を記録しており、この影響もあってバックグラウンド濃度が低下していたことが考えられます。</p> <p>一方で、調査結果は周辺の常時観測局と概ね同様の変動をしており、本事業による著しい影響は生じていないと考えております。</p>

■変更届

事業名：八王子都市計画道路 3・3・2 号線（八王子北野町～南浅川町）建設事業

事業者名：国土交通省 関東地方整備局

項目	助言事項	事業者回答	
騒音・振動	1	<p>騒音・振動のレベルが大きくなるわけではありませんが、工事期間が大幅に延びることで周辺住民の心理的負担が増え、苦情が出やすくなる可能性があります。周辺住民とのコミュニケーションを密に取り、必要に応じて適切な措置を講じながら工事を進めて下さい。</p>	<p>工事期間中は、引き続き、環境保全のための措置を徹底し、周辺環境への影響に配慮していきます。</p> <p>また、地元説明会等により周辺住民とのコミュニケーションを密に取り、必要に応じて適切な措置を講じながら工事を進めてまいります。</p>

■変更届

事業名：都営村山団地（後期）建替事業

事業者名：東京都

項目	助言事項	事業者回答
廃棄物	<p>4 頁 4.2 変更の理由 「解体工事前の調査で外壁にアスベスト含有成形板を使用していることが確認されたため、その対応により工事の遅れが生じ、変更を行った。」旨が、工事工程の変更の理由として述べられています。すべての棟の外壁か、それとも一部の棟の外壁だったのでしょうか。アスベストが確認された事実について、正確な記録が示されている方が、適切な管理の下で建て替え事業が展開していることを理解できると感じました。</p>	<p>今回報告する解体工事のうち、着工前の調査で、一部の棟の外壁にアスベスト含有建材（吹付塗料）が確認されました。 確認されたアスベストの発生箇所、アスベストの種類、処理状況等については取りまとめ、事後調査報告書において報告いたします。 なお、変更届の理由「アスベスト成型板」とあるのは、アスベストを含む建材（吹付塗料）であったため訂正いたします。</p>
	<p>17 頁 表5-2(2) 予測の見直し項目及びその理由 廃棄物の項目に関して 「解体工事前の調査で外壁の一部にアスベストが使用されていること、アスベスト含有成形板が一部の箇所で使用されていたことが確認された」ため、関係法令を順守して適正に処分する旨の記載があり、再予測は「無」とする表記がありました。「発生量及び処理状況について事後調査報告書において報告する」との予定が示されていますので、その事後調査報告書においては定量的な情報の明示に努めていただきたいと思います。</p>	<p>アスベストの発生箇所や種類、発生量（吹付塗料においては施工数量などの処理量）、処理状況などについて取りまとめ、事後調査報告書において記載してまいります。</p>